

第5回 伊万里市農業委員会会議

1. 日 時 令和3年5月6日(木)
開会 午後3時00分
閉会 午後4時00分
2. 場 所 市役所 大会議室
3. 出 席 14名
4. 欠 席 0名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	山口 友三郎	○	8	前田 勉	○
2	池田 良一	○	9	山口 光壽	○
3	鶴田 裕幸	○	10	湊上 幸雄	○
4	吉村 幸夫	○	11	松永 久美子	○
5	梅村 幸臣	○	12	相良 安夫	○
6	力武 正光	○	13	堤 正樹	○
7	西山 哲	○	14	副島 敏和	○

議事録署名者 6番 力武 正光

12番 相良 安夫

5. 事務局職員

職名	氏 名	職名	氏 名
事務局長	松尾 貞裕	農地係長	岩野 江利子
書 記	江口 裕典		

6. その他出席者

なし

7. 付議事項

議案第 2 1 号	農地法第 5 条の申請について	8 件
議案第 2 2 号	農地法第 4 条の申請について	1 件
議案第 2 3 号	農地法第 3 条の申請について	1 0 件
議案第 2 4 号	農用地利用集積計画 [農業経営基盤強化促進事業] について 利用権設定 通年 中間管理事業	1 5 件 1 件
議案第 2 5 号	農業経営基盤強化促進法による農地売買等特例事業に 伴うあっせん委員の指名について	3 件
議案第 2 6 号	令和 3 年第 2 回農地法第 2 条第 1 項の「農地」に 該当するか否かの判断について	1 件

8. 報告事項

報告第 1 3 号	農地法第 1 8 条第 6 項通知の受理について	6 件
-----------	--------------------------	-----

9. 連絡事項

なし

議長	<p>みなさん、こんにちは。 できる限り時間を短縮して行いたいと思いますので、ご協力よろしくをお願いします。</p>																								
議長	<p>それでは、ただいまより第5回農業委員会会議を開会します。 本日の欠席者はいません。</p> <p>次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。 今回は6番 力武 正光委員、12番 相良 安夫委員です。 事務局で作成する議事録が完成次第御署名をお願いします。</p> <p>本日の議案数は、6つです。</p> <table border="0" data-bbox="391 728 1292 1243"> <tr> <td>議案第21号</td> <td>農地法第5条の申請について</td> <td>8件</td> </tr> <tr> <td>議案第22号</td> <td>農地法第4条の申請について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>議案第23号</td> <td>農地法第3条の申請について</td> <td>10件</td> </tr> <tr> <td>議案第24号</td> <td>農用地利用集積計画 [農業経営基盤強化促進事業] について</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td> 利用権設定 通年</td> <td>15件</td> </tr> <tr> <td></td> <td> 中間管理事業</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>議案第25号</td> <td>農業経営基盤強化促進法による農地売買等特例 事業に伴うあっせん委員の指名について</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>議案第26号</td> <td>令和3年第2回農地法第2条第1項の「農地」 に該当するか否かの判断について</td> <td>1件</td> </tr> </table> <p>また、報告事項は、1つです。 報告第13号 農地法第18条第6項通知の受理について 6件 となっております。</p>	議案第21号	農地法第5条の申請について	8件	議案第22号	農地法第4条の申請について	1件	議案第23号	農地法第3条の申請について	10件	議案第24号	農用地利用集積計画 [農業経営基盤強化促進事業] について			利用権設定 通年	15件		中間管理事業	1件	議案第25号	農業経営基盤強化促進法による農地売買等特例 事業に伴うあっせん委員の指名について	3件	議案第26号	令和3年第2回農地法第2条第1項の「農地」 に該当するか否かの判断について	1件
議案第21号	農地法第5条の申請について	8件																							
議案第22号	農地法第4条の申請について	1件																							
議案第23号	農地法第3条の申請について	10件																							
議案第24号	農用地利用集積計画 [農業経営基盤強化促進事業] について																								
	利用権設定 通年	15件																							
	中間管理事業	1件																							
議案第25号	農業経営基盤強化促進法による農地売買等特例 事業に伴うあっせん委員の指名について	3件																							
議案第26号	令和3年第2回農地法第2条第1項の「農地」 に該当するか否かの判断について	1件																							
議長	<p>それでは、議事に入ります。 議案第21号 農地法第5条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>																								
事務局	<p>議案第21号 について御説明します。</p> <p>議案の1ページ、24番になります。 図面は、1ページから4ページになります。 申請地は、〇〇〇〇地区です。 譲受人が駐車場建設のための申請です。 農地区分は第2種農地。 許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p>																								

事務局	<p> 続きまして、議案の1ページ、25番になります。 図面は5ページから11ページになります。 申請地は〇〇〇〇地区です。 譲受人が会社事務所建設のための申請です。 農地区分は第2種農地。 許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。 </p> <p> 続きまして、議案の2ページ、26番になります。 図面は12ページから17ページになります。 申請地は〇〇〇〇地区です。 譲受人が宅地分譲のための申請です。 農地区分は第3種農地。 許可基準としましては、許可しうるに該当します。 </p> <p> 続きまして、議案の2ページ、27番になります。 図面は18ページから23ページになります。 申請地は〇〇〇〇地区です。 譲受人が一般住宅建設のための申請です。 農地区分は第3種農地。 許可基準としましては、許可しうるに該当します。 </p> <p> 続きまして、議案の2ページ、28番になります。 図面は24ページから26ページになります。 申請地は〇〇〇〇地区です。 譲受人が太陽光発電施設設置のための申請です。 農地区分は第2種農地。 許可基準としましては周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。 </p> <p> 続きまして、議案の3ページ、29番になります。 図面は27ページから29ページになります。 申請地は〇〇〇〇地区です。 譲受人が太陽光発電施設設置のための申請です。 農地区分は第2種農地。 許可基準としましては周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。 </p>
-----	--

事務局	<p>続きまして、議案の3ページ、30番になります。 図面は30ページから32ページになります。 申請地は〇〇〇〇地区です。 譲受人が資材置場及び駐車場のための申請です。 農地区分は第2種農地。 許可基準としましては周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の4ページ、31番になります。 図面は33ページから35ページになります。 申請地は〇〇〇〇地区ですが、〇〇〇〇地区の生産組合の区域となるため、区長、生産組合長、農業委員については〇〇〇〇地区で確認をお願いしています。 譲受人が仮設道路のため一時転用の申請です。 当初、〇年〇月から〇年〇月までの3年間を一時転用するとして許可を受けていました。 しかし、工期内に工事が完了せず、工事の延長手続きもされていなかったため、今回、始末書付で申請されています。 期間は同じく3年ですが、〇年〇月〇日から3年の〇年〇月〇日までとなっています。</p> <p>農地区分は第2種農地。 許可基準としましては周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第21号 については以上8件です。</p>
議長	<p>それでは、24番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>3月から相談があっていた分になります。自宅の隣の畑を駐車場にするとのことです。 雨水は既設の側溝に接続されることになっています。侵入道路の関係で区長さん、生産組合長さんと現地で話し合いをしまして問題ないことを確認しました。 ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>24番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p>

議長	特に無いようですので、続きまして、25番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	先月、転用申請があったところの隣接地になります。会社の事務所を建設されるということです。雨水は新設側溝を通じて水路へ、生活雑排水は下水道に接続されます。 区長、生産組合長の印鑑もありましたので問題ないと思います。ご審議よろしくをお願いします。
議長	25番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 特に無いようですので、続きまして、26番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	周りは全て住宅地になっていて、畑として残っていたところを宅地分譲にするとのことです。生産組合にも所属していない地区ですが、隣接する地区の生産組合長の同意を得ております。区長の同意もありましたので問題ないと思いますので、ご審議をお願いします。
議長	26番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 特に無いようですので、続きまして、27番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	ここの並びはほとんど住宅になっているところでは。一般住宅を建設したいということで申請です。雨水は道路側溝に接続され、汚水は下水道に繋ぐとのことです。 区長、生産組合長の同意もあり、問題ないと思いますのでご審議よろしくをお願いします。
議長	27番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 特に無いようですので、続きまして、28番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	今は耕作されていないところで太陽光パネルを設置したいとのことでした。排水は現状のまま自然浸透されます。区長さん、生産組合長さんの判もありましたので問題ないと思います。
議長	28番について、御意見、御質問はございませんか。

議長	<p><なし></p> <p>特に無いようですので、続きまして、29番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>現地はもともとお茶畑だったところです。ここに太陽光を設置したいということで、4月の中旬に業者が相談にみえました。</p> <p>区長兼生産組合長に確認をして、地区での話し合いも済んでいるとのことでした。周辺への影響はないと思いますのでご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>29番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、続きまして、30番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>会社の事務所兼駐車場と資材置き場にしたいということで相談がありました。以前ちょっと揉めた経緯がありまして、隣地の方の許可をいただかないといけないという状況でしたので、隣地の方の許可もいただいて、売主が売却しようということで、生産組合長、区長さんの印鑑もありました。排水については、雨水は既設の道路側溝へ接続し、生活排水は合併浄化槽を設置して側溝へ接続されます。特に問題ないと思いますのでご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>30番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、続きまして、31番について担当委員の私から説明します。</p>
担当委員	<p>一時転用ということで隣接町の委員さんも詳しいんですけど、この仮設道路の上のところに形質変更で農地の嵩上げで広い畑をつくるということで、当初の申請があがって、上の畑ができあがれば、その仮設道路は撤去しますということです。</p> <p>一か月半ちょっと前に、事務局と開発の担当課からと一緒に現地に行きまして、隣接者の方と協議をしました。いろいろ要望もあっております。今年いっぱいですね、12月までには、仮設道路も撤去してきれいに復旧するとのことなのでこのような形になってきました。このことについては、〇〇区の区長さんが集落の会議にあげて、集落のみんなにも説明していただいているようです。</p>

議長	31番について、御意見、御質問はございませんか。
○番 委員	仮設道路作って、何か作らすとですか。
担当 委員	仮設道路の上の、何枚かあったところを埋め立てて、広い畑にする形質変更の申請が出ています。
○番 委員	畑を作って盛り土をしてですね、今、これだけの大雨ですよ。下流の水路は上からの泥で詰まっています。
担当 委員	大雨がくれば心配があります
○番 委員	今現在も、大雨が降れば水路に土砂が詰まってしまうと浸かかってしまって水害になっている。畑を土砂が流出しないような方法を取ってもらわないと、下流のほとんどが小さな河川なので、土砂が半分以上たまっている状況なので、困る。 区長さんの方には、水の流れについての説明などは来てないようですが。
議長	事務局から説明がありますか？
事務局	仮設道路を設置されているところの上のところで形質変更の工事をされています。 都市政策課の方にも開発協議についての手続きが必要になっていますが、今のところ当初の工事の工期の延長ということで手続きをされています。開発協議の工事の変更については、最終の計画が定まり次第、図面等を準備して手続きをしていただくことになっていきますので、その手続きをしていただく際には下流の地区にも同意を得ていただくことになります。
○番 委員	下流の地域では、ラバーダムにまで、堆積土が多くて困っている。過去の経緯から、農地のあるところの生産組合は、下流と別の地域になるため、〇〇区は、まずは生産組合である〇〇区長から同意を得るようになっていたようだけけど、水と一緒に土砂が流れてくるのは下流の〇〇区なのに、〇〇区の区長は何も知らないのではないかと。 その辺りがですね、結局土砂崩れしても河川、水路は埋まってしまうからですね。 開発協議の説明の時にでもですね、河川、水路がある地区の区長さんあたりにも説明をするようにしていただければと思います。

事務局	はい。申請が出るにあたって、そのあたりの同意も必要、同意だけでなく地元への説明等についても必要ではないかということ、まずは担当課へ繋がります。
議長	それでは、その他にありませんか。 <なし> 特に無いようですので、農地法第5条の申請8件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。 続きまして、議案第22号 農地法第4条の申請について事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第22号 9番について御説明します。 議案の5ページ、9番になります。 図面は、36ページから41ページになります。 申請地は、〇〇〇〇地区です。 申請人が、農業用倉庫及び駐車場建設のための申請です。 なお、許可を受けずに、転用していたとして始末書が添付されています。 農地区分は、第2種農地。 許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。 9番 について以上1件です。
議長	それでは、9番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	農業用倉庫が建っておりました。何回か現地を見に行きました。側溝とかなんとかきれいに整備されておりましたので排水等は問題ありませんでした。区長、生産組合長の印鑑もありました。審議のほどよろしくをお願いします。
議長	9番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 特に無いようですので、農地法第4条の申請1件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。

議長	<p>それでは、議案第23号 農地法第3条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第23号 農地法第3条について24番を除く25番から33番の9件について、ご説明いたします。</p> <p>議案の6ページから11ページになります。 申請事由や経営状況を掲げております。 全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。</p> <p>続きまして、24番について御説明いたします。 議案は6ページになります。 申請人は伊万里市空き家情報バンクに登録された空き家を取得され、空き家に付随した農地として令和2年5月1日開催の第5回農業委員会会議にて決定された申請地も取得されるということで申請がっております。 伊万里市空き家に付随した農地の別段面積取扱要領に基づき、下限面積1㎡が適用になりますので、下限面積要件、その他の要件を満たしております。</p> <p>議案第23号 については以上10件です。</p>
議長	<p>それでは、農地法第3条申請については一括審議となっておりますので、議案6ページから11ページを見ていただき、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第23号 農地法第3条の申請10件については許可とします。</p> <p>続きまして、議案第24号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年についての説明を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>議案第24号 利用権設定の通年について、御説明します。</p> <p>議案の12ページから14ページに明細書を掲げておりますのでそちらをご覧ください。</p>

事務局	<p>今回は借受人が9名、貸付人が15名で、面積は田が18,387、畑が7,739㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。申出書を15ページから22ページに掲げております。</p> <p>議案第24号 利用権設定の通年については以上15件です。</p>
議長	<p>議案第24号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年15件について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第24号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年15件については申し出のとおり決定します。</p> <p>続きまして、議案第24号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]農地中間管理事業(集積計画一括方式)について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第24号 農地中間管理事業について御説明いたします。議案は23ページになります。</p> <p>農用地利用集積計画書を24ページに掲げております。貸付人から公社、公社から借受人への利用権設定となっています。面積は田が6,063㎡、貸付人1名、借受人1名となっております。期間は3年です。</p> <p>議案第24号 農地中間管理事業については以上1件です。</p>
議長	<p>議案第24号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]農地中間管理事業(集積計画一括方式)について御意見、ご質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第24号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]農地中間管理事業(集積計画一括方式)1件については申し出のとおり決定します。</p>

議長	<p>続きまして、議案第25号 農業経営基盤強化促進法による農地売買等特例事業に伴うあっせん委員の指名について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第25号 について御説明いたします。</p> <p>議案25ページ、1番から3番になります。 案内図と字図が26ページから28ページになります。 あっせん申出が1番と2番については〇〇町に出ておりますので、〇〇委員と〇〇委員、3番については〇〇町に出ておりますので〇〇委員と〇〇委員にあっせんをお願いするものです。</p> <p>議案第25号 についての説明は以上です。</p>
議長	<p>議案第25号 農業経営基盤強化促進法による農地売買等特例事業に伴うあっせん委員の指名について御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特にないようですので、議案第25号 農業経営基盤強化促進法による農地売買等特例事業に伴うあっせん委員の指名については申出のとおり決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第26号 令和3年第2回農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第26号 について御説明いたします。</p> <p>議案は29ページになります。 本件については令和元年の農地パトロールにて非農地相当としていましたが、所有者が市外住民であったため、非農地判断についての事前通知を行っておりませんでした。 今回、農地の所有者より非農地について申出がありましたので、当該農地を非農地と判断するとして上程しております。 決定後、所有者へ非農地通知を行います。</p> <p>議案第26号についての説明は以上です。</p>
議長	<p>議案第26号 令和3年第2回農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について御意見、御質問はございませんか。</p>

議長	<p><なし></p> <p>特にないようですので、議案第26号 令和3年第2回農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断については申出のとおり決定いたします。</p> <p>議案についての審議は以上となりますので、続きまして報告事項に移ります。</p> <p>報告第13号 農地法第18条第6項の受理について事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第13号 について御説明いたします。</p> <p>議案の30ページから31ページになります。</p> <p>6件受理しており、解約の事由、通知の内容については記載のとおりです。</p> <p>報告第13号 については以上です。</p>
議長	<p>報告第13号 農地法第18条第6項通知の受理について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので報告事項を終了します。</p> <p>これで、第5回農業委員会会議を閉会します。</p>

議事録署名者

令和 年 月 日

議 長 _____ (印)

令和 年 月 日

6 番 _____ (印)

令和 年 月 日

1 2 番 _____ (印)